

## 交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会 設置要綱（案）

## （名称）

第 1 条 本会議は、「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## （目的）

第 2 条 日本における MaaS の推進に関して、データの連携・利活用の高度化を通じて、移動をシームレスにすることの意義や必要性、課題等について、自由に議論を行い、検討することを目的とする。

## （構成）

第 3 条 検討会は、別紙に掲げる有識者委員によって構成する。

## （座長）

第 4 条 検討会には座長を 1 名置く。

2 座長は、検討会の会務を処理し、検討会を代表する。

3 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## （会議）

第 5 条 座長は、検討会の議事を整理する。

2 座長は、必要があると認めるときは、有識者委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会の内容は、非公開とする。ただし、会議後に議事概要を公開する。

4 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

## （庶務）

第 6 条 検討会の庶務は、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課において処理する。

## （雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。